

実施方針に係る質問に対する回答書

平成29年11月20日

久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業 実施方針に係る質問について、次のとおり回答します。

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	実施方針	3	第2章1. (6) ア事業方式	<p>「連合は本件施設を 30 年以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。」とあり、「ウ 事業期間」には運営・維持管理期間は20年間とあります。これは、運営・維持管理期間終了時の引渡し条件を示すものでしょうか。また、運営・維持管理期間終了後の竣工21年目以降において、修繕・更新の必要が生じた場合の費用負担の当事者は誰になるか御教示ください。</p>	<p>本施設は、運営・維持管理期間終了後においても、運転を担当する事業者（または本連合）が、適切な点検、補修などを行いながら30年以上を使用すること想定しているため、20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、21年目以降においても安定的な稼働が継続できるようにしておくことを運営・維持管理期間終了時の明け渡し条件として設定しています。</p> <p>なお、本事業終了後12か月の間に、事業者の責めに帰すべき事由に起因する修繕・更新の必要が生じた場合には、事業者の責任及び費用負担において、改修等の必要な対応を行うこととなります。</p>
2	実施方針	3	第2章1. (6) イ契約の形態	<p>別紙1には、貴連合と運営事業者との間で堆肥売買契約を締結するスキームとなっていますが、堆肥売買契約は特定事業契約には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、堆肥売買契約の締結は、特定事業契約の契約とは別の時期に行われるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、堆肥売買契約も特定事業契約の締結と同時期に行う予定です。</p>
3	実施方針	3	第2章1. (6) ア事業方式	<p>「本事業はDB0・・・実施する。」とありますが、「DB+長期包括」という選択肢はないのでしょうか。</p>	<p>入札公告時に入札説明書等で提示します。</p>
4	実施方針	4	第2章1. (6) オ(c) 運営・維持管理業務	<p>「堆肥について、連合から買い取り、資源化を行う」とあることから、堆肥の生産者は貴連合との理解でよろしいでしょうか。その場合、堆肥の製造責任（堆肥の品質・製造量など）および生産物賠償責任は、貴連合にあるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>堆肥の生産業務も事業者の業務範囲内に含まれます。</p>
5	実施方針	4	第2章1. (6) オ(c) 運営・維持管理業務	<p>「堆肥について、連合から買い取り、資源化を行う」とありますが、「資源化」の定義を御教示願います。</p>	<p>地域住民に対する無償配布、または肥料取扱い企業等への有償による販売等と考えています。</p>
6	実施方針	4	第2章1. (6) オ(c) ② 生産する堆肥について	<p>運営事業者は、生産される堆肥について、連合から買い取り資源化を行うものとする。との記載がありますが、「買い取る」について具体的にご教示願います。</p>	<p>本連合と堆肥売買契約を締結し、生産される堆肥を有償で本連合から購入することです。</p>
7	実施方針	4	第2章1. (6) 事業の内容	<p>オ (C) ②2行目中段に「生産される堆肥について、連合から買い取り、資源化を行うものとする。運営事業者は、堆肥を第三者に販売し、」とあるが、構成市町村の住民には無償配布しないのか。また、どの時点で販売が可能となったか。</p>	<p>住民への無償配布については、資源の安定した地域循環を推進する観点から、従来より優先順位を高く考えています。</p> <p>なお、運営事業者には、無償配布後の余剰分を売却する予定です。</p>

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
8	実施方針	5	第2章1. (6) オ(c) 事業の内容	③において、し渣及び沈砂の貴組合の搬送車の車種を御教示願います。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
9	実施方針	5	第2章1. (6) キ(a) 設計・建設業務に係る対価	設計・建設業務に係る対価は、設計・建設期間にすべて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施方針	5	第2章1. (6) キ(a) 設計・建設業務に係る対価	別紙2のリスク分担表では、施設の供用開始前のインフレ・デフレのリスク負担者が貴連合となっていますが、物価変動に基づく改定は、運営・維持管理業務に係る対価と同様に、年1回見直しが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、建設工事請負契約書によるものとなりますが、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者より申し出等があった時に見直しの協議を行うことを考えています。詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
11	実施方針	5	第2章1. (7) キ(b) 事業者の収入	「変動費（処理の対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。」とありますが、見直しの指標（インデックス）は何を想定されているでしょうか。	例として、薬剤費であれば、指標として「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」を想定しています。詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
12	実施方針	5	第2章1. (6) カ(a) 事業予定地	建設地所在地に関して、一部用地取得が必要との認識ですが用地取得完了の時期についてご教示願います。	西側の建設用地（地番30-2等）のことであれば、既に取得済みです。測量図は入札公告時に入札説明書等で提示します。
13	実施方針	5	第2章1. (6) キ(b) 事業者の収入	「連合は・・・運営事業者を支払う」とありますが、毎月のお支払いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施方針	5	第2章1. (6) キ(b) 事業者の収入	物価変動の確認方法や改定を行う基準等についてご教示願います。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
15	実施方針	7	第3章2. (1) 事業者の募集・選定スケジュール	入札説明書等の公表時に、別紙①に記載の堆肥売買契約書（案）も公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施方針	7	第3章2. (1) 事業者の募集・選定スケジュール	平成30年4月上旬に対面的対話の実施とありますが、内容をご教示願います。	対面的対話は入札説明書等の内容についての確認を主として、本連合と個別の入札参加者との間で実施します。詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
17	実施方針	9	第3章3. (1) 入札参加者の構成等	参加要件を全て満たした1者が落札した場合、工事監理と工事施工が同一の者となるが問題は無いのか。	一級建築士事務所と建設業の登録をしている会社を想定しての質問であれば、設計・施工の禁止など契約約款等の規定がない限り問題ありません。工事監理者は建築士法による規定であり、施工については建設業法において公共工事の場合、“専任”の技術者を配置することと規定されているため重複する可能性は低いと考えられます。

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
18	実施方針	10	第3章3. (2) 各業務をおこなう者の要件	ア 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件(a)で、入札参加資格申請おける届け出の支店・営業所等で一級建築士事務所の登録が無くても、他の本店・支店・営業所で登録をおこなっていれば入札参加は可能でしょうか。	建築士法上は建築士事務所の業務範囲は登録地とは関係なく国内で従事できるので、県内で事務所登録をしている等の参加条件がない限り入札参加は可能です。
19	実施方針	10	第3章3. (2) 各業務をおこなう者の要件	ア 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件(b)で、入札参加資格申請における届け出の支店・営業所等で建築工事一式の特定建設業許可が無くても、他の本店・支店・営業所で許可を受けていれば入札参加は可能でしょうか。	建設業許可を受けた場所が施工する範囲を特定することはないため、届出の支店等の許可が必要等の参加条件がない限り入札参加は可能です。
20	実施方針	10	第3章3. (2) ア(c) 本件施設の設計・建設を行う者の要件	「久慈広域連合の最新の入札参加資格申請時・・・850点以上であること。」とありますが、久慈市様へ申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書と理解してよろしいでしょうか。	参加表明書提出時点での最新の総合評定値と理解してください。
21	実施方針	10	第3章3. (2) ア(c) 本件施設の設計・建設を行う者の要件	「久慈広域連合の最新の入札参加資格申請時・・・850点以上であること。」とありますが、提出先の入札参加資格者名簿に資格要件の工事業が資格者として登録されている必要はないと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、登録は必要と考慮してください。なお、登録先は洋野町となります。
22	実施方針	10	第3章3. (3) イ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。」とありますが、構成員のみの資格要件と理解してよろしいでしょうか。	協力企業においても、少なくとも(a)を満たしている必要があります。
23	実施方針	12	第3章3. (5) 運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の資本金や役員構成など、本項に記載以外の内容については、提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施方針	12	第3章3.3 (5) ア 運営事業者の設立に関する要件	「運営事業者は・・・連合圏域内に本店を置くこと」とありますが、これ以外の条件は無いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	実施方針	12	第3章3.3 (5) ア 運営事業者の設立に関する要件	「運転事業者の本店所在地について・・・無償で本件施設内に設置することを認める」とありますが、設計・建設期間は別途施設外に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施方針	14	第5章2. (2) 処理方式	堆肥製品の品質基準及び販売先、販売単価などの条件は事業者一任と考えてよろしいでしょうか。	品質基準については、入札時に提示する入札説明書等で示す基準を遵守してください。販売先及び販売単価の条件についてはお見込みのとおりですが、資源化を行う必要があります。資源化の定義については回答No. 5を参照してください。
27	実施方針	16	第7章3. (2)	事業者の責めに帰すべき事由でない、堆肥製品の販売先の倒産は不可抗力と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、販売先が倒産した場合には、別の販売先の確保をお願いします。

N o	資料名	頁	項目	質問等	回答
28	実施方針	20	別紙1 事業スキーム (例)	構成員に肥料会社が含まれていますが、例示されているものであり、入札参加資格要件ではない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	実施方針	20	別紙1	事業スキーム(例)として構成員に「肥料会社」が含まれていますが、肥料会社を構成員もしくは協力企業とするかは参加者の判断としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	実施方針	20	別紙1 本件事業の事業スキーム(例) 構成員	構成員の中に「肥料会社」がありますが、基本契約時に特定の肥料会社を選定する必要があるのでしょうか。	必ずしも選定する必要はありません。
31	実施方針	20	別紙1 本件事業の事業スキーム(例)	「堆肥売買契約」とありますが、どのようなものをお考えですか。また、堆肥の所有者は連合殿と考えて宜しいでしょうか。	回答No.6を参照してください。売却後の堆肥の所有者は運営事業者です。
32	実施方針	21	別紙2 リスク分担表	「不可抗力リスク」について、事業者に「△」が付されていますが、事業者はどのような状況で、どの程度の不可抗力についてリスク負担するのか、入札公告資料で詳述されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	実施方針	21	別紙2 リスク分担表 近隣対応リスク	「上記以外のもの」が事業者の主分担とありますが、事業者の責による場合との理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
34	実施方針	21	別紙2 リスク分担表 第三者賠償リスク	第三者賠償リスクについて、連合殿より事前に開示される資料では予測できない事象によるものは、連合殿負担と考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
35	実施方針	21	別紙2 リスク分担表 許認可遅延リスク	許認可遅延は事業者リスクとなっていますが、許認可に伴う必要な事前協議は連合殿にて実施済の場合と考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
36	実施方針	21	別紙2 リスク分担表 不可抗力リスク	事業者の従分担とありますが、具体的な分担内容についてご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
37	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	「受入廃棄物の質の変動リスク」について、「受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等」で事業者のリスク負担に「△」が付されていますが、どのような状況で事業者負担となるとお考えでしょうか。	受入廃棄物の一定の範囲(+10%)の質的変動を想定しています。
38	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	「受入廃棄物の量の変動リスク」について、事業者「△」が付されていますが、「受入廃棄物の量の変動による費用上昇」は本来、事業者のリスクではないと考えますが、どのような状況で事業者負担となるとお考えでしょうか。	受入廃棄物の一定の範囲(+10%)の量的変動を想定しています。
39	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	「性能リスク」について、事業者にのみ「○」が付されていますが、「要求水準書の不適合」の意味とは、公告される要求水準書の記載不備ということではなく、事業者による要求水準の未履行に係ることであると考えるよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
40	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	運営段階の施設かしリスクが「事業期間中における施設かし」となっていますが、運営・維持管理期間が20年であることから、事業者に過度の負担を求めるものと思料します。かし担保期間について再考戴けないでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
41	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	「施設かしリスク」の「事業期間中における施設かしに関するもの」について、事業者にのみ「○」が付されていますが、かし担保期間はどのくらいを想定されていますか。	設計のかしについては、引渡後10年間、施工のかしについては、引渡後3年間（防食、防水等は10年間）を想定しています。ただし、事業者に重大な過失があった場合はこの限りではありません。
42	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	注2)の「一定程度までの変動は事業者が負担」について、負担割合を具体的に御教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
43	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	注3)の「一定程度までは事業者が負担」について、負担割合を具体的に御教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
44	実施方針	22	別紙2 リスク分担表	注4)の「著しい変動があった場合」について、協議対象となる変動について具体的に御教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
45	実施方針	22	別紙2 リスク分担表 建設段階	地中埋設物、障害物等、予期できない事象による工期遅延、工事費増大については、連合様のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	実施方針	5 及び 別紙 2	第2章1.(6)キ(b) 運営・維持管理に係る対価	物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行うとありますが、別紙2 リスク分担表の注2)の記載において「一定程度までの変動は事業者の負担であり・・・」との記載があります。現段階で、貴連合が考える物価変動の幅についてご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。
47	実施方針	21 22	別紙2 リスク分担表 注釈	リスク分担表に記載の注1)～注4)の記載内容に関する適用箇所をご教示願います。また、受入廃棄物の料金体制について2料金制を採用すると記載がありますが、具体的にご教示願います。	2料金制については、固定費（人件費、電気基本料金、補修費等）と変動費（処理量×処理単価等）により、運営・維持管理業務に係る対価として支払います。
48	実施方針	別紙 2	運営・維持管理に係る対価	不可抗力における1事業年度における費用負担について、別紙2 リスク分担表の注3)の記載において「一定程度までは事業者が負担し、それ以上は連合が負担する」との記載がありますが現段階で、貴連合が考える一定程度についてご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等で提示します。

実施方針に係る意見

平成29年11月20日

久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業 実施方針に係る意見について、次のとおりまとめます。

No	資料名	頁	項目	意見等
1	実施方針	5	第2章6. (6) キ(B) 事業者の収入	「連合は・・・運営事業者に支払う」とありますが、毎月でのお支払いをお願いします。
2	実施方針	7	第3章1.	評価対象下限額の設定をお願いします。
3	実施方針	9	第3章3. (1) 入札参加者の構成等	異業種共同企業体となる可能性があるため、共同企業体を構成する場合は甲型と乙型の選択は任意としてください。
4	実施方針	9	第3章3. (1) 入札参加者の構成等	「連合と建設工事請負契約を締結する者は構成員とならなければならない」とありますが、維持管理期間が20年と長期であり、建築物の設計・建設を行う企業の参加意欲を削ぐ可能性があるため、構成員の出資については参加者の判断としてください。
5	実施方針	9	第3章2. (3) 特定事業契約の締結	建設事業者の構成が複数企業の場合、連合と特定建設共同企業体の建設工事請負契約になると思われますが、設計、建築、設備と異業種の共同企業体になりますので、特定共同企業体の形態は乙型を指定することが望ましいと考えます。
6	実施方針	9	第3章3. (1) ア 入札参加者の構成等	構成員の運営事業者への出資については、参加者の任意とすることが望ましいと考えます。
7	実施方針	10	第3章3. (2) 各業務を行う者の要件	地元企業育成の観点から、構成員または協力企業に「久慈広域管内に本店のある事業所を1社以上含める」等の地域要件を課して頂きたい。(施工実績の確保)
8	実施方針	12	第3章3. 地元経済への配慮	工事開始から運営業務期間終了までの間、必要な資機材、飲食物、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は広域管内から調達、雇用するなど、管内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら事業を実施する旨の項目を付け加えていただきたい。